国別障害関連情報
チュニジア共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
チュニジア共和国
目次

1. 基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害に関する指標 2
2.　障害関連政策 5
　2－1. 障害関連行政制度 5
　2－2. 障害関連法令・政策文書 7
　2－3. 障害関連施策 12
3. 国際条約及び国際協力等の実績 19
　3－1. CRPD 批准による対応状況 19
　3－2. マラケシュ条約実施状況 20
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 20
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 21
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 21
4.　障害関連団体の活動概況 25
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 25
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 26
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 28
6. 参考資料 31

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の障害者の割合（2024）.....3
図 2 障害者の年齢別割合（5 歳以上）（2024）.....4
図 3 都市部・農村部別の障害者割合（5 歳以上）（2024）.....4

表 1 チュニジアにおける障害関連担当機関.....5

略語表

AMG	Assistance Médicale Gratuite	医療扶助制度
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CNSS	Caisse Nationale de Sécurité Sociale	国家社会保障基金
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
ESCWA	UN Economic and Social Commission for Western Asia	国連西アジア経済社会委員会
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
IDA	International Disability Alliance	国際障害同盟
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
INS	Institut National de la Statistique	チュニジア国立統計研究所
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
OTDDPH	Organisation Tunisienne de Défense des Droits des Personnes Handicapées	チュニジア障害者権利擁護団体
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNPRPD	UN Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利促進のための国連パートナーシップ
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

１．基礎指標

１－１．基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	4,181.1 米ドル	2024 年

セクター別支出

保健医療（対 GDP 比）	7.0 ％	2022 年
教育（対 GDP 比）	6.7 ％	2023 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	7.5 ％	2015 年

人口

総人口	12,277,109 人	2024 年
男性人口比率	49.4 ％	
女性人口比率	50.6 ％	
都市人口比率	70.4 ％	
農村人口比率	29.6 ％	
平均余命（全体）	76.5 歳	2023 年
男性	73.9 歳	
女性	79.1 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	3.0 ％	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	10.6 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	9 年	
成人識字率（全体）	86.3 ％	2023 年
男性	92.7 ％	
女性	80.1 ％	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-19)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-19)）に基づく。
[4] チュニジアの教育制度は、小学校（6 年間）、中学校（3 年間）、高校（4 年間）、大学（3 年間）。6 歳から就学する。Republic of Tunisia (2002) *Loi d'orientation de l'éducation et de l'enseignement scolaire* (Loi n° 2002-80 du 23 juillet 2002). Ministry of Education and Training.https://planipolis.iiep.unesco.org/sites/default/files/ressources/tunisia_loi_orientation.pdf(参 照 2026-6-9)に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	104.4 %	2023 年
男子	105.3 %	
女子	103.5 %	
中等教育（総就学率）		
全体	90.3 %	2016 年
男子	85.4 %	
女子	95.5 %	
高等教育（総就学率）		
全体	38.1 %	2023 年
男子	27.4 %	
女子	49.4 %	

雇用

失業率（全体）	16.2 %	2024 年
男性	13.8 %	
女性	21.9 %	

１－２．障害に関する指標

１－２－１．障害の定義

チュニジア共和国（以下、「チュニジア」と記す。）では、2005 年に制定された障害者の権利促進・保護に関する基本法（Loi No. 2005-83 relative à la promotion et à la protection des personnes handicapées）第 2 条で、障害者を「身体的、精神的、または感覚的（physiques, mentales ou sensorielles）な能力や機能に、先天性か後天性を問わず恒久的な障害（une déficience permanente）があり、それによって自立した生活が制限され、社会生活に十分かつ効果的に参加し、社会に溶け込むことが妨げられている者」と定義している。

１－２－２．障害に関する統計整備状況

障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）に係る政府報告書（以下、「政府報告」と記す。）によれば、チュニジアでは 2014 年国勢調査（Recensement Général de la Population et de l'Habitat 2014）から障害統計に関するワシントングループ短縮質問紙セットを採用している。経済・計画省傘下の国立統計研究所（Institut National de la Statistique。以下、「INS」という。）が実施した 2024 年国勢調査では、見る（Vision）、聞く（Audition）、歩く（Mobilité）、集中する（Concentration）、セルフケア（Prendre soin）、コミュニケーション（Communication）の 6 機能について、「困難なし」「多少の困難（軽度の制限）」「大きな困難（著しい制限）」「不可能（重度の制

限)」の 4 段階で質問している。そして、「不可能」「大きな困難」と答えた人を「重度機能障害」(Incapacité sévère)、これに「多少の困難」を答えた人を加えて「機能制限」と分類している。以下に示す統計データでは「重度機能障害」を障害者と読み替える。

2024 年の国勢調査によると、5 歳以上の国民に占める障害者の割合は 3.3%[5]で、2014 年の 2.2%から 1.1%上昇した。

障害者数(5 歳以上)	375,600 人	5 歳以上の人口の 3.3%	2024 年
男性	182,879 人		
女性	192,721 人		

出所:INS (2025) *Flash Handicap*[6]

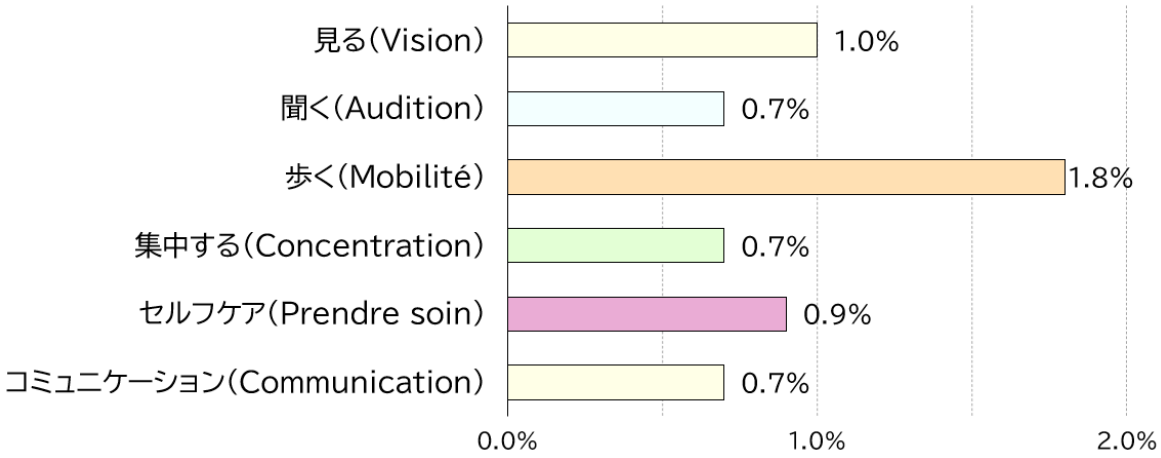


図 1 制限のある生活機能別の障害者の割合(2024)

「歩く」の割合が 1.8%と最も高く、次いで「見る」が 1.0%、「セルフケア」が 0.9%となっている。一方で、「聞く」、「集中する」、「コミュニケーション」の 3 項目はいずれも 0.7%と同水準にとどまっている。

出所:INS (2025)を基に調査チーム作成

[5] 数値は重度の機能障害者。「多少の困難(軽度の制限)」を加えた機能制限のある人の占める割合は 12.2%と報告されている。

[6] 2024 年国勢調査に基づく障害者に関する統計調査の速報冊子。https://www.ins.tn/publication/flash-handicap#:~:text=Flash%20Handicap%20%7C%20INS,Population(参照 2026-3-31)

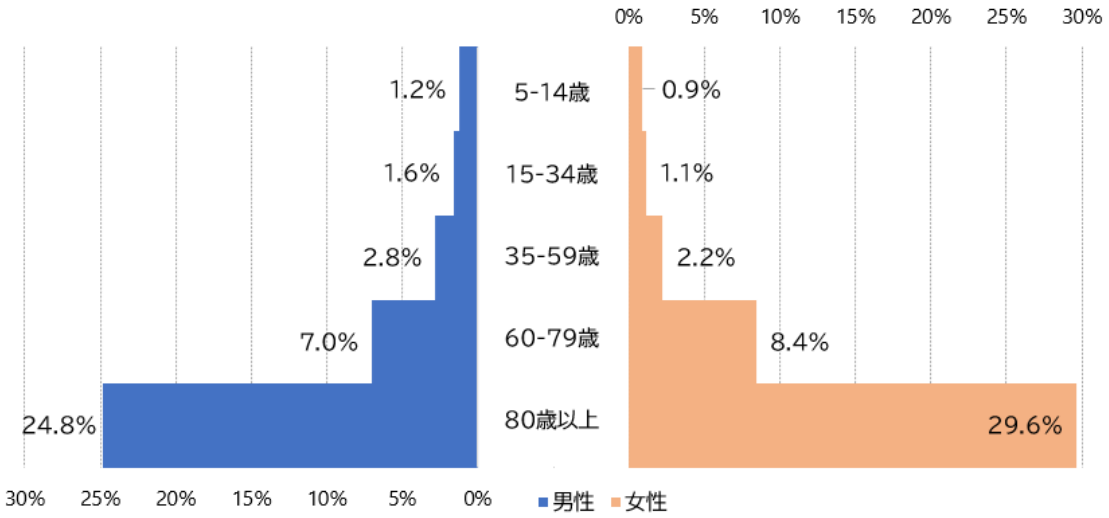


図 2 障害者の年齢別割合（5 歳以上）（2024）

障害者の割合は男女ともに高齢層で高くなっており、特に 80 歳以上では男性 24.8%、女性 29.6%と最も高い割合を占めている。次いで 60～79 歳では男性 7.0%、女性 8.4%となっており、女性の割合が男性を上回っている。一方、5～14 歳、15～34 歳、35～59 歳の各年齢層では男女とも割合は低い。

出所：INS (2025)を基に調査チーム作成

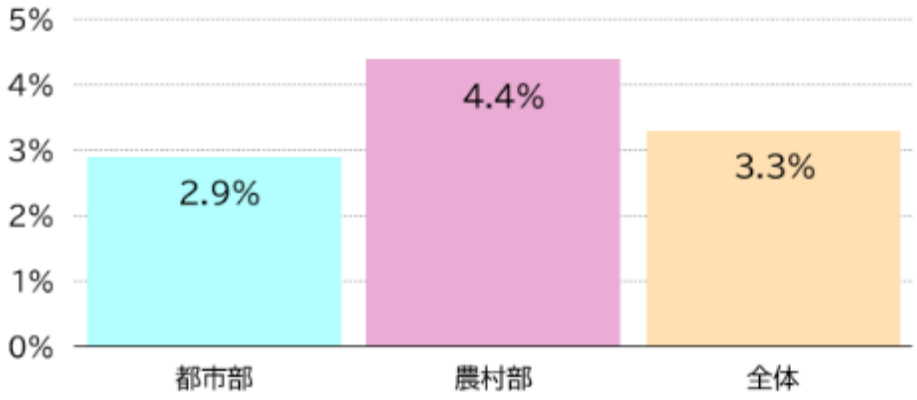


図 3 都市部・農村部別の障害者割合（5 歳以上）（2024）

障害者の割合は、都市部 2.9%に対し農村部 4.4%であり、農村部が都市部を大きく上回っている。

出所：INS (2025)を基に調査チーム作成

２． 障害関連政策[7]

２－１．障害関連行政制度

2021 年 7 月の「非常事態措置」（カイス・サイード大統領による権限集中と内閣再編）により、大統領府付の憲法議会関係・市民社会・人権担当大臣（Ministre chargé des Relations avec les instances constitutionnelles, la société civile et des droits de l'homme）及び国民代表議会の障害者及び脆弱層に関する特別委員会（Commission spéciale des handicapés et des catégories sociales vulnérables）が廃止[8]された。以降は常設委員会（Commission Permanente）の一つである健康・女性・家庭・社会問題・障害者委員会（Commission de la santé, des affaires de la femme, de la famille, des affaires sociales et des personnes porteuses de handicap）が障害者の権利保護についての調整・提言を行っている。また、チュニジア人権高等委員会（Comité Supérieur des Droits de l'Homme et des Libertés Fondamentales: CSDHLF）が国連障害者権利条約（UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）の履行状況を監視している。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 チュニジアにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	チュニジア人権高等委員会（CSDHLF）	基本的自由の擁護を任務とする大統領府付の独立機関として、CRPD に基づき国内の人権状況を監視し、政策提言や施設調査、権利侵害の苦情処理等の役割を担っている。
2	社会問題省（Ministère des Affaires Sociales）	障害者に関する諸問題について総括的な責任を負う。障害者に専門的な教育、介護、職業訓練を提供する施設を管理し、障害者が特定のサービスを受けるための障害者カード（Carte de handicap）の発行を担当している。また、障害者の社会福祉や、就職申請時の要望を検討する委員会の運営も担当している。

[7] 本節の記述は政府報告（2010）、第 2 次・第 3 次統合定期報告（以下、「政府報告」と記す。）（2018）及び国連障害者の権利促進のための国連パートナーシップ（UN Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities。以下、「UNPRPD」という。） (2022) *Situational Analysis of the rights of persons with disabilities in Tunisia. Country Report*, https://unprpd.org/new/wp-content/uploads/2023/12/Situation_Analysis_CountryBrief_Tunisia-6a4.pdf（参照 2026-4-2）を基に作成した。

[8] https://businessnews.com.tn/2026/02/12/le-parlement-annonce-la-composition-definitive-des-treize-commissions-permanentes/1388060/（参照 2026-4-2）

3	教育省（Ministère de l'Éducation）	初等・中等教育のカリキュラム策定や教員管理を所管。インクルーシブ教育の推進、特別学級の設置、試験における合理的配慮の提供などを通じて、通常学校への統合と学習権の保障を担っている。
4	保健省（Ministère de la Santé）	実施プログラムや国・地方レベルの機関を通じて、医療・治療及び障害の早期診断において重要な役割を果たしている。
5	高等専門教育研究所[9]（Institut Supérieur d'Éducation Spécialisée）	高等教育・科学研究省及び社会問題省の管轄下にあり、障害に関する研修や研究を行うほか、知的障害のある12歳から15歳の青少年を対象に特別教育及び職業訓練プログラムを提供している。予防・リハビリテーション部門では、障害の診断や検査を行うほか、障害児に対して医療的・心理的ケアを提供している。

国内調整委員会設置状況

委員会名称	健康・女性・家庭・社会問題・障害者委員会（Commission de la santé, des affaires de la femme, de la famille, des affaires sociales et des personnes porteuses de handicap）
委員会メンバー	委員長、副委員長、書記、委員（10名）
役割と実施状況	国民代表議会の常設委員会（Commission Permanente）の一つで、社会保障、公衆衛生、家族の地位、障害者の権利保護、医薬品の供給問題を担当している。

【地方政府行政】

障害者の権利擁護を行う NGO である「チュニジア人間の土地（Tunisie Terre des Hommes）」によると、候補者名簿への障害者包摂を規定する改正選挙法 （Loi organique No.2017-7）を受け、2018 年 5 月の地方議会選挙には、約 1,500 人の障害者が候補者として立候補し、152 人（男性 89 人、女性 63 人）が地方議会議員に選出された。うち 3 人（男性 2 人、女性 1 人）が地方議会議長に選ばれた[10]。

[9] 1992 年に障害者支援研究所（Institut de Promotion des Handicapés）から改称された。
[10] Tunisie Terre des Hommes (2020) (INT/CRPD/CSS/TUN/42877/F)

障害関連担当機関

機関名	概要
障害者地方委員会[11]（Commission régionale des personnes handicapées）	各県（Gouvernorat）に設立。社会問題省の地方局長を委員長とし、委員には医師、社会福祉士（社会問題省所属）、心理学者、理学療法士または作業療法士、職業訓練・雇用の専門家が入る。委員会は申請者との面談や実態調査の結果に基づき、障害者カードの発行可否、車いすや義肢などの補装具の支給、特別支援教育への配置、職業リハビリテーションセンターへの入所承認などにつき合議制で決定を下す。
社会促進地方事務所（Unité Locale de Promotion Sociale）	全国の各市町村に設置されている行政窓口。障害者カードの申請受付、低所得層向け社会扶助プログラム（Amen Social）の受給審査、支援機器の提供、リハビリ施設への橋渡し等を行う。
地域リハビリテーションユニット（Unité Régionale de Réhabilitation）	保健省の監督下で、地域拠点として各県に 1 か所ずつ設置されている。多職種チームを通じて、障害児に医療及びリハビリテーションを提供するとともに、保護者への助言や指導も行っている。

２－２．障害関連法令・政策文書

2022 年の新憲法[12]第 23 条は「国民は、権利と義務において平等である。国民は、いかなる差別もなく、法律の前に平等である」と明記している。第 54 条では「国は、障害者をあらゆる差別から保護し、社会への完全な統合を保障するために適切なあらゆる措置を講じる」としている。

法令名	障害者の権利促進・保護に関する基本法[13]（Loi d`orientation No.2005-83）（Loi d'orientation relative à la promotion et à la protection des personnes handicapées）
施行年	2005 年（2016 年改正）
概要	障害者の教育、保健、雇用、移動の権利を包括的に保障する国内初の体系的な法律。一般の教育・研修制度への統合を優先原則とし、公共施設や交通機関のバリアフリー化、さらには障害者カードの発行による各種公的サービスの減免措置などを規定した。 2016 年の改正（Loi No.2016-41）では、これらの権利の実効性を高める

[11] 2005 年の障害者の権利促進・保護に関する基本法（Loi No.2005-83）により設置が義務付けられ、障害者地方委員会の設置、障害認定基準の定め及び障害者カードの交付要件に関する政令（Décret No. 2005-3086）により具体化された。
[12] https://legislation-securite.tn/latest-laws/decret-presidentiel-n-2022-691-du-17-aout-2022-portant-promulgation-de-la-constitution-de-la-republique-tunisienne/（参照 2026-4-2）
[13] https://inkyfada.com/wp-content/uploads/2017/12/loi200583.pdf（参照 2026-3-31）

	ため、従業員 100 人以上の公的・民間事業所における法定雇用率を従来の 1%から 2%へと引き上げた。また、未達成企業に対する拠出金の納付義務を明確化した。

法令名	障害者地方委員会の設置、障害認定基準の定め及び障害者カードの交付要件に関する政令[14]（Décret No. 2005-3086） （Décret relatif à la création des commissions régionales des personnes handicapées, à la fixation des critères de handicap et aux conditions d'attribution de la carte de handicap）
施行年	2005 年（2006 年改正）
概要	障害者の権利促進・保護に関する基本法に基づき各州における障害者地方委員会の設置と障害認定の医学的基準を定め、障害者カード発行の法的枠組を構築した。翌 2006 年の改正（Décret No. 2006-1859）はこれを補完し、障害程度に応じた 3 つの等級と、それに基づく公共交通の無料化や医療費減免などの権利を具体化した。

法令名	障害者の権利促進・保護に関する基本法の規定の施行細則に関する政令[15]（Décret No. 2006-1477）（Décret fixant les modalités d'application des dispositions des articles 28, 29, 31 et 32 de la loi d'orientation n° 2005-83）
施行年	2006 年
障害に関する言及	障害者の権利促進・保護に関する基本法（2005 年）に基づき、公共交通、電気通信、文化施設におけるアクセシビリティ実施細則を定めた政令。優先席設置や通信環境整備、運賃減免などの具体的措置を規定している。

法令名	公共施設・空間への障害者のアクセス確保のための技術的基準に関する政令[16]（Décret No.2006-1467）（Décret fixant les normes techniques d’accessibilité facilitant le déplacement des personnes handicapées à l’intérieur des bâtiments publics, des espaces, des équipements collectifs, des complexes d’habitation et des bâtiments privés ouverts au public）
施行年	2006 年
障害に関する言及	建築許可申請時、障害者のアクセス確保のための基準についても設備・住宅省（Ministère de l'Équipement et de l'Habitat）の審査の対象になる。

[14] https://www.social.gov.tn/fr/renouvellement-de-la-carte-d%E2%80%99handicap（参照 2026-4-2）
[15] https://inkyfada.com/wp-content/uploads/2017/12/decret20061477.pdf（参照 2026-3-31）
[16] http://www.btpnet.com/doc/Decret%20no%202006_1467%20du%2030_05_2006.fr.pdf（参照 2026-3-31）

2024 年より、手話を公用語として法的に位置づけ、教育や公共サービスへの統合を義務づける新たな法案（Projet de loi No.2024- 71）の審議が国会で進められている[17]。

その他の障害者の権利と関係する主な法令には以下のものがある。

法令名	Amen Social プログラムの対象となる貧困層及び低所得者層を対象とした電子医療システム「AMEN」の創設及び組織に関する政令[18]（Décret No.2022-919） （Décret portant création et organisation du système de soins électronique AMEN au profit des catégories pauvres et des catégories à revenu limité bénéficiant du programme Amen Social）
施行年	2022 年
障害に関する言及	1998 年政令（Décret No.98-409 及び No.98-1812）による貧困層及び低所得者層への医療支援の枠組を Amen Social カードに統合・電子化した。憲法第 43 条が掲げる「資力のない者への無料診療」を具現化し、障害カード保持者が優先的にデジタル登録されることで、受給資格の証明が簡略化された。

法令名	「Amen Social」プログラム創設に関する法[19]（Loi No.2019-10） （Loi portant création du programme "Amen Social"）
施行年	2019 年
障害に関する言及	これまでそれぞれ個別に実施されてきた貧困家庭のための国家支援プログラム（Programme National d'Aide aux Familles Nécessiteuses）や公的医療扶助（Assistance Médicale Gratuite）を Amen Social へ統合・刷新した。デジタル登録による対象選別を導入し、障害者等へ現金給付や医療を公平に届ける、包括的で透明性の高い社会的セーフティネットを確立した。

法令名	地方自治体新法[20]（Loi organique No.2018-29）（Loi organique relative au Code des collectivités locales）
施行年	2018 年
障害に関する	自治体の固有の権限（Compétences propres）として、障害者支援に関す

[17] https://news-tunisia.tunisienumerique.com/parliament-to-examine-proposal-to-recognize-sign-language/（参照 2026-4-1）
[18] https://natlex.ilo.org/dyn/natlex2/natlex2/files/download/114220/TUN-114220.pdf（参照 2026-4-2）
[19] https://natlex.ilo.org/dyn/natlex2/natlex2/files/download/112234/TUN-112234.pdf（参照 2026-4-2）
[20] https://legislation-securite.tn/latest-laws/loi-organique-n-2018-29-du-9-mai-2018-relative-au-code-des-collectivites-locales/（参照 2026-4-1）

言及	る具体的な義務が複数の条文に明記されている。 具体的には、障害のある選出議員が職務執行に際して必要とする執務機器及び手段の提供（第 10 条）、地域開発計画策定における障害者支援の考慮（第 106 条）、障害者支援の取組への予算確保（第 109 条及び第 112 条）、障害課題を扱う常任委員会の設置（第 210 条）が挙げられている。

法令名	改正選挙法[21]（Loi organique No.2017-7）（Loi organique modifiant et complétant la loi organique n° 2014-16 relative aux élections et aux référendums）
施行年	2017 年
障害に関する言及	「各候補者名簿の上位 10 名以内に、身体障害があり、障害者カードを所持する候補者を 1 名含まなければならない」（第 49 条第 11 項）と定められた。条件を満たさないと公的助成金支給を受けられない。[22]

法令名	女性に対する暴力の根絶に関する法[23]（Loi organique No.2017-58）（Loi organique relative à l'élimination de la violence à l'égard des femme）
施行年	2017 年
障害に関する言及	暴力の被害者になる危険がある脆弱者の例の中に「加害者に対抗することが難しい状態の精神的・身体的障害者」も含まれている。

法令名	人身売買防止・撲滅法[24]（Loi organique No.2016-61）（Loi organique relative à la prévention et la lutte contre la traite des personnes）
施行年	2016 年
障害に関する言及	人身売買の被害者になる危険がある脆弱者の例の中に「加害者に対抗することが難しい状態の知的・身体的障害者」も含まれている。
法令名	建物における火災・爆発・パニックのリスクに関する安全・予防法典[25]

[21] https://legislation-securite.tn/latest-laws/loi-organique-n-2017-7-du-14-fevrier-2017-modifiant-et-completant-la-loi-organique-n-2014-16-du-26-mai-2014-relative-aux-elections-et-aux-referendums/（参照 2026-4-1）

[22] 2022 年 9 月に発布された新選挙法（2022-55 号）により、個人への直接投票となったため、名簿への掲載義務という形での障害者枠は存在しておらず、本条文は実質的に無効化されている。
https://www.newarab.com/news/new-tunisia-electoral-law-excludes-disabled-people-ngo#:~:text=Tunisia's%20new%20electoral%20law%20'excludes,%2D%20and%20more%20able%20%2D%20candidates.（参照 2026-4-1）

[23] https://legislation-securite.tn/latest-laws/loi-organique-n-2017-58-du-11-aout-2017-relative-a-lelimination-de-la-violence-a-legard-des-femmes/（参照 2026-3-31）

[24] https://legislation-securite.tn/latest-laws/loi-organique-n-2016-61-du-3-aout-2016-relative-a-la-prevention-et-la-lutte-contre-la-traite-des-personnes/（参照 2026-3-31）

[25] https://legislation-securite.tn/latest-laws/loi-n-2009-11-du-2-mars-2009-portant-promulgation-du-code-de-la-securite-et-de-la-prevention-des-risques-dincendie-dexplosion-et-de-panique-dans-les-batiments/（参照 2026-3-31）

	（Loi No. 2009-11）（Code de la sécurité et de la prévention des risques d'incendie, d'explosion et de panique dans les bâtiments）
施行年	2009 年
障害に関する言及	「公共施設に関する安全規則には、一般規定に加え、活動の性質、施設の面積、建築様式、及び当該建物に収容可能な人数（障害者を含む）に応じて定められた、各種類の建物に固有の規定が含まれている」（第 24 条第 1 項）と障害者への言及がある。

法令名	教育基本法[26]（Loi d`orientation No. 2002-80）（Loi d'orientation de l'éducation et de l'enseignement scolaire）
施行年	2002 年
障害に関する言及	第 4 条にすべての子どもに等しく教育の権利を保障し、特に特別なニーズのある子どもが他の児童・生徒と同じ条件で教育を享受できるよう、国が必要な措置を講じる義務を明記している。

障害者政策

政策名	国家障害者研修戦略[27]（National Disability Training Strategy）2024-2032
施行期間	2024-2032 年
概要	専門家や学校支援員[28]（Accompagnateur scolaire）等の人材育成を軸に、デジタル研修の導入や新設の障害者振興基金による財政支援を通じて、障害者の社会・経済的包摂を実現するための包括的な人材開発計画。「第 2 次アラブ障害者 10 年」に合わせ、国連西アジア経済社会委員会（UN Economic and Social Commission for Western Asia。以下、「ESCWA」という。）の支援を受けて策定された。

政策名	国家開発計画（Plan de Développement）[29]
施行期間	2023-2025 年
障害に関する言及	第 2 軸「人的資本と社会的包摂」では、障害者を重点支援対象となる「脆弱層」の一部として明記し、生活の質の向上と社会統合を目指している。具体策として、デジタル化による行政アクセス改善、専門研修による雇用促進、官民での雇用枠遵守、及び教育環境のアクセシビリティ改善等が包括的に計画されている。

[26] https://planipolis.iiep.unesco.org/sites/default/files/ressources/tunisia_loi_orientation.pdf（参照 2026-4-2）
[27] https://www.unescwa.org/events/validation-national-disability-training-strategy-tunisia（参照 2026-4-2）
[28] 障害の有無などにかかわらずすべての子どもがともに学ぶインクルーシブ教育を支える専門スタッフ
[29] https://www.ilboursa.com/marches/plan-de-developpement-2023-2025-le-gouvernement-envisage-d-investir-38-milliards-de-dinars_38598（参照 2026-4-2）

政策名	チュニス障害者の権利協定[30] （Pacte de Tunis des droits des personnes handicapées）
施行年	2014 年
概要	CRPD に準拠し、教育・雇用・アクセシビリティの保障を国家の義務として再定義した包括的なロードマップ。2014 年憲法第 48 条を具体化するため、政府と市民社会が国連の支援の下で採択した。

２－３．障害関連施策[31]

① 保健医療

障害者の権利促進・保護に関する基本法では、第 3 条で障害の予防・早期発見・影響の軽減及び障害者への医療サービス、リハビリテーションの提供を国家の責務と定めている。
チュニジアの障害者向け保健医療支援は、2019 年の「Amen Social」プログラム創設に関する法（Loi No.2019-10）の制定を機に、従来の医療扶助制度（Assistance Médicale Gratuite。以下、「AMG」という。）から大きな転換を遂げた。かつては、貧困層向けの無償医療（AMG1）と低所得層向けの軽減料金医療（AMG2）に分かれていたが、これらが統合・整理された。この改革により、障害者カード保持者は単なる医療費の減免にとどまらず、多次元的な貧困対策の一環として、月額手当への障害児加算や、リハビリ器具の無償提供、専門センターでの療育サービスを一体的に受けられるようになった。

総括所見（2023）による保健医療分野の推奨事項は以下のとおり。

- 障害者カードの取得及び社会保障制度加入に関する行政手続きを簡素化すること
- 医療倫理規定を定めた政令第 93 号を改正し、障害者が自由な意思とインフォームド・コンセントに基づき、保健医療サービスを受けられるよう必要な措置を講じること
- 農村地域を含む全国の医師及びその他の医療従事者に対して、障害者の権利に関する研修を実施すること
- すべての障害者が、都市部まで移動することなく、自らのコミュニティにおいてあらゆる種類の保健・リハビリテーションサービスを利用できるよう、適切な措置を講じること

② 教育

障害者の権利促進・保護に関する基本法には、第 3 条で障害者の教育を国家の責務としたうえで、第 4 条で国が大学及び職業教育の学科・専攻レベルにおける教育・訓練プログラムに、障害、障害者の特性及び社会参加におけるニーズに関するモジュールを組み込むよう努

[30] https://www.babnet.net/cadredetail-93215.asp（参照 2026-4-2）
[31] 本節の記述は政府報告（2010、2018）より収集・編集した。それ以外から収集した情報については、出所を示した。

めるとしている。教育基本法には、第 4 条にすべての子どもに等しく教育の権利を保障し、特に特別なニーズのある子どもが他の児童・生徒と同じ条件で教育を享受できるよう、国が必要な措置を講じる義務を明記している。

2003/04 学校年度に開始された障害児の学校統合に関する国家プログラム（Programme national d'Intégration Scolaire des Enfants Handicapés）では、障害のある児童・生徒を通常学校に統合することを目的に、統合学校（écoles intégratives）の設置や個別教育計画（Projets Éducatifs Individualisés）の導入を通じて、障害のある児童・生徒が教育を受ける権利を保障し、社会的包摂を促進することを目指した。通常学校への統合が進んだ一方で、教員研修の不足、インフラの不備、関係者間の連携不足などの課題があった。[32]

2012/13 学校年度からは障害児の物理的な統合から質の高い学習（包摂）への質的転換を図る改訂版インクルーシブ教育計画（Plan rénové d'inclusion scolaire）が開始された。2019/20 学校年度からは 6～9 歳の障害児を対象に通常学校での就学措置が一般化され、初等教育段階での包摂が前進した[33]ものの、2020 年のデータでは、障害のある児童（6 歳から 12 歳）の就学状況は、社会問題省の特別教育センター（Centre d'Éducation Spécialisée）の 1 万 6,496 人に対し、通常学校は 4,439 人にとどまっており[34]、依然として多くの課題を抱えたままである。

こうしたなか、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、2026 年から国家インクルーシブ教育プログラム（Programme National d'Inclusion Scolaire）が開始されることとなった。最大の柱は、これまで保護者の個別負担やボランティアに依存していた学校生活支援員（Auxiliaire de Vie Scolaire）の公費による配置である[35]。支援員を社会問題省の予算で専門職として雇用し、学校現場での学習支援から移動、排泄等の介助までを包括的に担う体制へと刷新することで、家庭の経済状況に左右されない「実効的な学びの質」を全国レベルで標準化することを目指している。[36]

総括所見（2023）による教育分野の推奨事項は以下のとおり。

- インクルーシブ教育を受ける権利を認め、教育包摂を阻むあらゆる環境的障壁を取り除くため、障害児の教育を規定する現行法を改正すること
- 障害児への個別支援と合理的配慮の提供を保障するため、具体的な目標と期間を定めた統一的なプログラムを採択すること

[32] UNICEF (2014) *Tunisie Rapport National Sur Les Enfants Non Scolarisés* https://www.unicef.org/mena/media/6671/file/Tunisia%20Country%20Report%20on%20OOSC_FR.pdf%20.pdf（参照 2026-4-2）

[33] UNESCO (2020) *Global Education Report 2020 – Inclusion, Tunisia* https://education-profiles.org/fr/afrique-du-nord-et-asie-occidentale/tunisie/~inclusion（参照 2026-4-2）

[34] UNPRPD (2022)

[35] 2-2 の「国家障害者研修戦略 2024-2032」で言及される学校支援員と概念的に連続性があると考えられるが、本調査では、制度上同一の職種として整理されていることを説明する資料は確認できなかった。

[36] https://news-tunisia.tunisienumerique.com/tunisia-launches-strong-measures-to-boost-the-inclusion-of-students-with-disabilities-in-schools/#google_vignette（参照 2026-4-2）

- 教育包摂のための予算を増額し、合理的配慮の申請・提供手続きを整備すること
- 地方障害者委員会の役割を見直し、評価だけでなく、必要とされる個別支援の特定・提供にも責任を負うようにすること
- 隔離教育を提供している特別教育センターをインクルーシブ教育のためのリソースセンターへと段階的に転換していくこと

③ ジェンダー

チュニジアは 1985 年に女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）を批准した。批准当初はイスラム法（シャリーア）との兼ね合いから、家族法や相続に関する条項などに多くの留保（特定の条項に従わない権利の保持）を付していた。しかし、2011 年のチュニジア革命後、女性の権利向上を目指す動きが加速し、2014 年 4 月にすべての具体的な留保を正式に撤回した。これにより、チュニジアはアラブ諸国の中で、国際的な女性の権利基準を全面的に受け入れた先駆的な国の一つとなった。

2014 年憲法第 46 条においても「女性が獲得した権利の保護・強化・促進」「あらゆる分野における男女の機会均等」「議会における男女同数の実現」「女性に対する暴力の撲滅」が明記されている[37]。2018 年 6 月には、ジェンダー主流化と制度化のための行動計画（Plan d'Action National pour l'intégration et l'institutionalisation du genre）2016-2020 が政府承認され[38]、性差別的な内容を含む法律の改正、女性の経済活動や政治・行政への参加促進、特に農村部における女性の識字率改善などを重点課題としている。また、人身売買防止・撲滅組織法（2016-61 号）や女性に対する暴力の撤廃に関する法（2017-58 号）は、抵抗することが難しい障害者を脆弱者と位置付けており、そうした人々を対象とした犯罪に対する刑罰を厳罰化している。

総括所見（2023）によるジェンダー分野の推奨事項は以下のとおり。

- 障害女性が虐待を報告し、司法へのアクセスを円滑にできるよう、手続き上の配慮を含む具体的な規則や仕組みを整備すること
- 暴力被害者である障害のある女性及び女児の支援担当者を対象とした研修プログラムを実施し、被害者への適切なケアを提供できるようにすること
- 障害のある女性及び女児に対する暴力事例に関する統計情報を収集し、モニタリングとフォローアップが可能となるよう情報を整理すること
- ジェンダーに関する問題が議論されるあらゆる場、特に男女平等・機会均等評議会において、障害のある女性及び女児の代表が参画できるよう措置を講じること

[37] 2022 年に制定された新憲法でも第 51 条に同内容の記載がある。

[38] https://www.unesco.org/creativity/en/policy-monitoring-platform/un-plan-daction-national-pour-lintegration-et-linstitutionnalisation-du-genre-paniig（参照 2026-3-31）

・ 障害女性の経済・政治・行政への参画を保障すること

④ 職業訓練・雇用、就労

障害者の権利促進・保護に関する基本法第 26 条は、職業が求める基準を満たしている者について、障害を理由に雇用を拒否することを禁じている。同法は CRPD 第 1 次サイクルの総括所見の提言を反映して 2016 年に改正され、公務員の年間採用枠における障害者割当てを 1%から 2%に引き上げ（第 29 条）、民間企業でも従業員 50～99 人までの組織では少なくとも 1 人の障害者を雇用、従業員 100 人以上の組織では障害者割当て枠を 2%（第 30 条）とすることを義務化した。また、障害者を雇用する民間企業の社会保障拠出金（Caisse Nationale de Sécurité Sociale。以下、「CNSS」という。）の雇用主負担分を免除・軽減し、障害者の職業訓練や職場・住宅のアクセシビリティ改善費用についても税制上の優遇措置を適用する規定（第 34 条）を設けた。

雇用・職業訓練省（Ministère de l'Emploi et de la Formation Professionnelle）は、傘下の国家雇用・自営業庁[39]（Agence Nationale pour l'Emploi et du Travail Indépendant）を通じ、最長 12 か月の研修を通じて訓練対象者の専門的スキルを向上させ、労働市場への統合を促進する職業生活導入契約（Contrat d'Initiation à la Vie Professionnelle）を実施している。この枠組において、同庁は、インターンに月額 200 ディナール（約 1 万 916 円）[40]を支給し、受入れ企業も最低月額 150 ディナール（約 8,187 円）を支給することを義務付けている。障害者の場合、国からの支給金が月につき 50 ディナール（約 2,729 円）増額される。

また、高等教育学位保持者が初めて就職する際には、尊厳の契約（Contrat-dignité）プログラム[41]により、最低月額 600 ディナール（約 3 万 2,749 円）の給与を採用から 2 年間保証し、うち 400 ディナール（約 2 万 1,833 円）を国が補助している。障害者は、補助期間が 3 年に延長され、CNSS の雇用主負担分も国が負担する。

職業訓練庁[42]（Agence Tunisienne de la Formation Professionnelle）が運営する公立職業訓練センターでは、入学者数の 3%を障害者の枠としている。職業訓練に参加する障害者には Amen Social プログラムから月額 60 ディナール（約 3,275 円）の奨学金が支給される。

2025 年財政法により、障害者が起業や自営を始める際、国家雇用基金から最大 1 万ディナール（54 万 5,828 円）を無利子で借りられることとなった。返済期間は最長 8 年と長く、最初の 2 年間は返済不要の据置期間が設定されている。[43]

また、2026 年財政法案では、雇用割当て未達成企業からの拠出金等を財源として、障害者の就労や起業、職場改修を専門に支援する障害者振興基金（Fonds de Promotion des

[39] https://www.emploi.gov.tn/fr/116/agence-nationale-pour-lemploi-et-le-travail-independant（参照 2026-4-2）
[40] 1 ディナール=54.582800 円（JICA 統制レート、2026 年 3 月）
[41] https://paie-tunisie.com/412/fr/167/reglementations/contrat-karama.aspx（参照 2026-4-2）
[42] https://www.emploi.gov.tn/fr/49/agence-tunisienne-de-la-formation-professionnelle（参照 2026-4-2）
[43] https://news-tunisia.tunisienumerique.com/tunisia-interest-free-loans-to-boost-employment-for-people-with-disabilities/（参照 2026-4-2）

Personnes Handicapées）の設立が構想されている[44]。

総括所見（2023）による労働・雇用分野の推奨事項は以下のとおり。

- 障害者雇用に関する法律、特に法律第 83 号（2005 年）の遵守を確保するため、違反する雇用主へのより効果的な制裁措置を含む適切な措置を講じること
- 障害者の積極的な参画を得て、一般労働市場への包摂のための、効率的な政策・プログラム策定のための措置を講じること
- 不安定かつ違法な労働条件に置かれている非正規部門の障害者に対し、雇用主からの保護措置を講じること
- 障害者が対等な立場で就労できる機会を増やすため、支援技術及び職業指導・訓練へのアクセスと利用のしやすさを改善する立法・政策上の措置を講じること

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

障害者の権利促進・保護に関する基本法の第 3 条では、障害者に対する医療サービス及び社会的給付を保障することが国家の義務として明記されている。

労働者の社会保障制度は、公務員を対象とする国家年金社会保障基金（Caisse Nationale de Retraite et de Prévoyance Sociale）[45]と、民間セクターを対象とする国家社会保障基金に分かれている。障害のある労働者やその家族に対しては、障害年金（Pension d'invalidité）の給付、リハビリテーション費用の補助、低金利の社会ローン等が提供されている。

経済困窮者は 2019 年に成立した Amen Social の対象となり、障害者カードを保持していれば、現金給付への加算（月額 20～50 ディナール程度）や、公立病院での医療費無料・減免を受けられる[46]。

総括所見（2023）による社会保障、障害福祉サービス分野の推奨事項は以下のとおり。

- 障害関連費用も含めた、最低限の経済的保障と基本的な支援サービスへのアクセスを保障する効果的な社会保障制度を構築すること
- すべての障害者が、適切かつ利用しやすく、手頃な価格の一般社会プログラム・サービス（食料、衣類、住居を含む）を利用できるよう、実践的な措置を講じること
- 貧困削減戦略に障害の視点を組み込むこと

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

チュニジア政府は障害者の権利促進・保護に関する基本法（2005-83 号）に基づき、公共施設・空間への障害者のアクセス確保のための技術的基準に関する政令（2006-1467 号）及

[44] https://www.mosaiquefm.net/fr/national-tunisie/1511114/prelevement-de-1-pour-le-fonds-des-personnes-handicapees（参照 2026-4-2）
[45] https://www.cnrps.nat.tn/（参照 2026-3-31）
[46] https://www.social.gov.tn/fr/promotion-sociale-0（参照 2026-4-2）

び障害者の権利促進・保護に関する基本法の規定の施行細則に関する政令（2006-1477 号）を発出し、バリアフリーの取組を進めてきた。

具体的には、住宅地や学校、駅などを整備するプロジェクトへの出資や、内務省（Ministère de l'Intérieur）本省の受付エリアのバリアフリーへの改装などの例がある。また、運輸省（Ministère du Transport et de la Logistique）は、航空法を EU の基準に合わせる改正案を作成中[47]であり、この中で障害のある旅客への優先的な対応が明記される。国内の航空会社や船会社はすでに、予約時の申し出、チェックインや搭乗時の優先対応、適切な座席の提供、補助具の貸し出しなどについて障害のある旅客への対応手順を定めている。

上記に加え、国際障害同盟（International Disability Alliance: IDA）と協力し、障害者のサービス利用の円滑化に関する基準を満たす、6 つの地域社会福祉ユニット拠点を設立した。

総括所見（2023）による運輸交通、都市開発分野の推奨事項は以下のとおり。

- アクセシビリティに関する法律、特に政令第 1467 号（2006 年）の規定が確実に施行されるよう強力な措置を講じ、違反に対しては制裁を科すこと
- 建設部門の専門家に対し、障害者が直面する障壁及びそれらを取り除くための適切な措置について、啓発活動や研修を推進すること
- アクセシビリティ関連法及び採択された技術規格の実施状況を評価するにあたり、障害者の積極的な参画を促進すること
- 交通施設の公共調達を見直し、仕様書にアクセシビリティ基準が盛り込まれるようにすること
- 障害者の積極的な参画を得て、定期的に国内のアクセシビリティに関する調査・研究を実施し、課題を特定するとともに、それらを克服するための提言を行うこと

⑦ 情報アクセシビリティ

チュニジア政府は、障害者の権利促進・保護に関する基本法の規定の施行細則に関する政令（2006-1477 号）で、障害者の情報源及びメディアへのアクセスについて定めている。また、2013 年の情報技術・通信大臣令には「特別なニーズのある人々のためのサービス」に関する規定が含まれており、専用入口の設置とそれが不可能な場合の支援スタッフの配置を定めている。

CRPD をより広く周知するため、社会問題省及びその他の政府機関は、条約の全文を手話で提供し、視覚障害者のための音声版を収録した。

チュニジア仮想大学（Université Virtuelle de Tunis）は、チュニジア全国盲人連合（Union Nationale des Aveugles de Tunisie）との協力のもと、国際的に認められたデジタルアクセシビリティ基準に準拠した、障害のある学生向けのメディア・インターネット教育のパイロッ

[47] 2026 年 3 月時点では改正案の成立には至っていない。

トプログラム（6 モジュール）を実施した。

総括所見（2023）による情報アクセシビリティ分野の推奨事項は以下のとおり。

- 情報通信メディア・技術・ウェブサイトに関して、国際的な基準に準拠したアクセシビリティ基準を策定し、各種行動計画にデジタルアクセシビリティを組み込むこと
- すべてのテレビ番組において手話通訳の提供を拡大するようメディアに求めること
- 重要な公共情報を、点字、わかりやすい版（Easy Read）、その他の補助的コミュニケーション手段を用いて提供すること

⑧ 防災

チュニジア政府は、公共施設・空間への障害者のアクセス確保のための技術的基準に関する政令（2006-1467 号）に基づき、設備・住宅省の所管の下、障害者を危険な状況から保護し、日常生活への統合を促進し、公共・民間施設（店舗、レジャー施設、サービスセンター、住宅など）へのアクセスを確保し、それら建物内での移動を円滑にするよう努めている。

また、建物における火災・爆発・パニックのリスクに関する安全・予防法典（2009-11 号）第 24 条第 1 項には、公共建築物の安全体制には、あらゆる種類の建築物を対象とする一般規定に加え、障害者を受け入れる能力を含む収容能力が求められるとの記載がある。

総括所見（2023）による防災分野の推奨事項は以下のとおり。

- 防災・減災対策における包摂性及びアクセシビリティを保障する戦略・政策を策定し、リスク状況に関する情報がアクセシブルな形式・言語で作成され、障害者を含むコミュニティの全構成員に確実に届くよう保障すること
- 災害リスク軽減及び人道上の緊急事態に関する包括的な戦略・計画・手順のすべての段階に障害者及び障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）が積極的に参画できるよう保障すること
- 救助・緊急対応要員に対し、人権に基づく年齢・障害の視点を取り入れた定期的かつ効果的な研修を実施すること

３．国際条約及び国際協力等の実績

３－１．CRPD 批准による対応状況[48]

チュニジアは 2008 年 4 月 2 日に CRPD 及び選択議定書を批准した。政府報告は 2010 年 7 月 1 日に障害者権利委員会に提出され受理されている（提出期限 2010 年 5 月 2 日）。権利委員会からは 2010 年 10 月 8 日に質問事項が提示され、チュニジア政府は 2011 年 2 月 18 日に回答書を提出した。そして、2011 年 5 月 13 日に同委員会より総括所見が発出された[49]。

第 2 次・第 3 次審査サイクルでは、権利委員会より 2017 年 8 月 31 日に報告前質問事項が提示された。チュニジア政府は 2018 年 9 月 4 日に統合定期報告を権利委員会に提出し受理されている（当初提出期限は 2014 年 4 月[50]）。市民団体からのパラレルレポートは 2020 年にチュニジア人間の土地（Tunisie Terre des Hommes）[51]から 1 報告、2023 年にチュニジア障害者権利擁護団体（l´Organisation Tunisienne de Défense des Droits des Personnes Handicapées：OTDDPH）[52]から 1 報告が提出されている。そして 2023 年 3 月 13 日に同委員会より総括所見が発出された。

2023 年の総括所見では、障害者の権利の促進と保護を目的とした以下の法令や政策の採択を評価している。

- 社会問題省による総括所見のフォローアップを行う委員会の設置
- 男女平等・機会均等評議会を設置する政令第 626 号（2016）
- 人権に関する報告書の調整・作成・提出及び勧告フォローアップに関する国家委員会を設置する命令第 1593 号（2015）及び第 663 号（2016）
- 障害者及び社会的弱者に関する議会委員会の設置
- 公的部門及び民間部門における障害者の雇用を規定する法律第 41 号の採択（2016）

一方で、以下の事項について緊急に措置を講じるよう勧告している。

- 意識啓発に関して、女性や子どもを含む障害者が、OPD を通じて、政策の策定、啓発プログラム及び行動計画の策定、実施、モニタリングに効果的かつ実質的に関与できるようにすること。また、CRPD を周知する文書の配布状況を公表するとともにその作成及び配布において障害者を関与させること
- 法の下の平等に関して、後見及び代理意思決定を規定するすべての法律を見直し、支援付き意思決定及び個人の自律性を保障する規定に置き換えること。また、「肢体不自由な者の取引の簡素化に関する法律（Loi portant assouplissement des transactions des

[48] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx（参照 2026-3-29）
[49] 第 1 サイクルでは市民団体からのパラレルレポートの提出はなかった。
[50] 2011 年 1 月のチュニジア革命後の政治的混乱により、社会体制の再構築に長い時間を要したため。
[51] チュニジア民主女性協会（Association Tunisienne des Femmes Démocrates: ATFD）及び障害者の文化・レジャーのためのイブサール協会（Association IBSAR pour la culture et les loisirs des personnes en situation de handicap）との合同報告書
[52] 小児精神病患者・自閉症児保護協会（l'Association pour la Protection des Psychotiques et Autistes Infantiles：APPAI）及びチュニジア開発・包摂協会（l´Association Tunisienne pour le Développement et l´Inclusion：TADI）との合同報告書。

personnes porteuses d'un handicap moteur、2008 年法律第 66 号)」を廃止し、障害者の行政上及び財務上の取引における自律性、プライバシー、及び独立性の原則を定める法律に置き換えること。

・ 政治的及び公的活動への参加に関して、地方選挙に限定されている障害者に対する優遇措置を、すべての選挙に拡大すること。投票所におけるアクセシビリティの確保および政治情報へのアクセスを保障すること。選挙に関する意思決定、計画、実施、監視のあらゆる段階において、障害者の参加を促進・確保すること

３－２．マラケシュ条約実施状況

チュニジア政府は 2016 年 9 月 7 日にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）を批准した。著作権に関する基本法は 1994 年に制定された文学的・芸術的財産に関する法[53]があるが、2009 年の改正以降、変更されておらず、条約批准後の国内法の整備は遅れている。

著作権を司る国内機関は 2013 年設立のチュニジア著作権・隣接権保護機関（Organisme Tunisien des Droits d'Auteur et des Droits Voisins）[54]である。世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）が主導・運営する ABC Global Book Service の参加団体リスト[55]にはチュニジア国立図書館（Bibliothèque nationale de Tunisie）、視覚障害者・弱視者のためのレクリエーション・文化協会（Loisirs et Cultures pour les Non et Malvoyants）、教育と文化のための点字協会（Association braille pour l'éducation et la culture）の 3 団体が掲載されている。

３－３．SDGs 関連政策における障害分野の取組

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）の進捗状況に関し、チュニジア政府は 2021 年に第 2 回自発的国家レビュー（Voluntary National Review）を発表した。同発表では、障害者に関する信頼性の高い統計データの不足により、特にアクセシビリティや雇用分野において、法規制を実際に適用する際に困難が生じていること、法的規定に違反した場合の監視体制、是正・制裁措置などが不十分であることなどが課題として挙げられている。[56]

国連統計局 SDGs 指標データベース[57]によれば、チュニジアは障害に関する指標のうち「1.3.1 (d) 重度障害者のうち障害年金などの現金給付を受けている人の割合」のみを計測しており、2015 年の 5.1%から 2021 年には 12.4%に改善したと報告している。

[53] Loi No. 2009-33 du 23 juin 2009, modifiant et complétant la Loi No. 94-36 du 24 février 1994, relative à la propriété littéraire et artistique

[54] http://www.otdav.tn/index.php/fr/（参照 2026-3-29）

[55] https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/（参照 2026-3-29）

[56] https://www.tunisiaodd.tn/rnv-2021/（参照 2026-4-1）

[57] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-3-29）

３－４．その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

チュニジアの障害と開発分野に関連する国際条約の批准状況は以下のとおり。

1985 年 9 月：CEDAW 批准

1989 年 9 月： ILO159 号条約（障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約）批准

1992 年 1 月：子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）批准[58]

2021 年 6 月に発表された CRC 委員会による総括所見[59]では、障害のある子どもの教育と福祉を向上させるため、人権モデルに基づく国内法整備、体系的なデータ収集・評価システムの構築、専門医療サービス拡充のための国家政策の採択、親や介護者に対する社会扶助の拡充、インクルーシブ教育の推進、啓発活動の実施を勧告している。

また、2023 年 3 月に発表された CEDAW 委員会による総括所見[60]では、障害のある女性及び女児が、司法アクセスをはじめ、インクルーシブな教育、性と生殖に関する健康を含む医療、移動その他のニーズに応じた基本的サービスを利用できるよう、あらゆる障壁を除去し、暫定的な特別措置を導入するよう勧告している。

2024 年の ILO 専門家委員会の直接要請[61]によれば、チュニジア政府は障害者雇用促進のため、公共職業訓練で 3%の訓練枠を確保し、民間企業（100 人以上）には 2%の雇用義務、国家公務員採用でも 2%の割当て枠を設けてきた。しかしながら、これら法定枠は十分に守られておらず、障害者の多くが非正規かつ低賃金の就労にとどまっており、訓練機会の不平等なども懸念されることから、より詳細な情報の提供を求めている。

３－５．障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）[62]

- 日本政府[63]

【有償資金協力】

・ 社会的保護強化支援事業（2023 年）[64]

[58] CEDAW と同様に、批准当初は非差別、出生登録・名前、少年司法に関する条項などに多くの留保を付していたが、2008 年 9 月にすべての具体的な留保を正式に撤回した。
https://treaties.un.org/Pages/showActionDetails.aspx?objid=0800000280201115&clang=_en（参照 2026-3-29）

[59] United Nations (2021) *CRC Concluding observations on the combined fourth to sixth periodic reports of Tunisia* (CRC/C/TUN/CO/4-6)
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2FC%2FTUN%2FCO%2F4-6&Lang=en（参照 2026-3-29）

[60] United Nations (2023) *CEDAW Concluding observations on the seventh periodic report Tunisia* (CEDAW/C/ TUN/CO/7)
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2FC%2FTUN%2FCO%2F7&Lang=en (参照 2026-3-29)

[61] https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100_COMMENT_ID,P13100_COUNTRY_ID:4413042,102986（参照 2026-3-31）

[62] 概ね 2016 年以降の実績を記載。

[63] 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、外務省国別約束情報年度別交換公文（E/N）データ
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/africa/tunisia/exchange.html（参照 2026-3-30）を基に記載

[64] 事業目的は、社会保障対象世帯の適切な拡大を支援することで、制度の強化を図り、貧困・脆弱層の生活改善、社会開発及び経済安定の促進に寄与すること。https://www.jica.go.jp/oda/project/TS-P41/index.html（参照 2026-3-30）

【草の根無償資金協力】

- クサールジュディード身体障がい者施設分室建設計画（2025 年）[65]
- シディタベト障害者セラピー用農場設備改修計画（2022 年）[66]
- モナスティール自閉症児支援施設ミニバス整備計画（2021 年）[67]
- ベンデルゲン障害者のためのミニバス及びリハビリ機材整備計画（2021 年）[68]
- チュニス障害者用ミニバス整備計画（2020 年）[69]
- ベニケダシュ障害者施設ミニバス整備計画（2019 年）[70]

- 他ドナー

【国際機関】

世界銀行

- チュニジア社会開発促進支援プロジェクト[71]（Tunisia Social Development Promotion Support Project）（2021-2026 年）
- チュニジア社会保護改革支援プロジェクト[72]（Tunisia Social Protection Reforms Support Project）（2013-2019 年）

障害者の権利促進のための国連パートナーシップ（UNPRPD[73]）

- チュニジアにおける障害者の権利とサービスへのアクセス改善[74]（For a better access of Persons with Disabilities to services and rights in Tunisia）（2021-2024）

国連児童基金（UNICEF）[75]

- 2024 年に 7,350 人の障害児に月額 20TND チュニジアディナール（約 1,092 円）の追加障害手当を支給した。

[65] 障害者総合協会ベニケダシュ支部に身体障害者のための施設分室を建設・整備。https://www.tn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00569.html#20250123（参照 2026-3-30）

[66] 障害者支援施設エッサナドの附属農場設備を改修することで、農場セラピー実施を可能にし、よりよい療育環境を提供、社会参加を促進。https://www.tn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00411.html#20230712（参照 2026-3-30）

[67] チュニジア精神健康促進協会の自閉症児の通学用ミニバスを供与。https://www.tn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/development_00001.html（参照 2026-3-30）

[68] チュニジア知的障害者支援連盟ベンゲルデン支部の障害児への通学用ミニバス及びリハビリ機材を整備。https://www.tn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/development_00001.html（参照 202603-30）

[69] チュニジアパラリンピック委員会に障害者スポーツ活動の送迎用ミニバスを整備。https://www.tn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00043.html（参照 2026-3-30）

[70] 障害者総合協会ベニケダシュ支部に 30 人乗りの通学用ミニバスを整備。https://www.tn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00043.html（参照 2026-3-30）

[71] パンデミック後の低所得世帯や障害者への直接給付強化と制度のデジタル化を主眼とし、約 90 万世帯への迅速な現金支給と国家障害者基金の創設を実現した。https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/099031026105517065（参照 2026-4-1）

[72] 社会保護制度の重複排除と透明性向上のための基盤構築を主眼として実施され、100 万人規模の受給者情報を一元化した現金給付システム AMEN が完成した。https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/442871468120253733（参照 2026-4-1）

[73] UN Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities

[74] UNDP、UNICEF、OHCHR、UNFPA が参画し、CRPD に準じた国内法整備や、女性障害者への保健・保護サービス拡充、インクルーシブ教育ガイド作成を推進し、当事者主体の政策決定と社会参画の定着を実現した。https://globaldisabilityfund.org/programme/tunisia-2/（参照 2026-4-1）

[75] 2024 UNICEF *Tunisia Annual and Partnership Report* https://www.unicef.org/tunisia/rapports/2024-unicef-tunisia-annual-and-partnership-report（参照 2026-4-1）

国連人口基金（UNFPA）[76]

・ 私たちは決める[77]（We Decide）（2016 年-）

国際労働機関（ILO）

・ 社会連帯経済の推進とチュニジアの若者に向けたディーセント・ワークの創出[78]（Promotion de l'Economie Sociale et Solidaire et Création d'Emplois Décents pour la Jeunesse Tunisienne）（2019-2025 年）

欧州連合（EU）

・ チュニジアにおける障害者の雇用アクセス[79]（Pour l'accès à l'emploi des personnes handicapées en Tunisie）（2014-2017 年）

【二国間援助機関】

フランス開発庁（AFD）

・ マグレブ諸国における乳幼児の障害予防プロジェクト[80]（Prévenir le handicap de la petite enfance au Maghreb）（2023-2026 年）
・ 社会レジリエンス・経済包摂プログラム[81] (Programme de résilience sociale et d'inclusion économique)（2022 年-）

イタリア国際協力庁（AICS）

・ 自立した生活のために[82]（Pour une Vie Indépendante）（2024-2026 年）
・ 国際障害者支援センター（Centre International de Promotion des Personnes Handicapées）への協力[83]（2023 年）

[76] https://www.unfpa.org/wedecide（参照 2026-4-1）

[77] 学校外の若者向け性教育、性と生殖に関する健康サービスへのアクセス改善、ジェンダーに基づく暴力の防止・対応をプログラムの中核に据え、障害女性や若者の当事者参画を得ながら事業を実施している。https://www.unfpa.org/data/transparency-portal/unfpa-tunisia（参照 2026-4-1）

[78] EU 資金で実施された事業。地方 7 県で創出した約 3,600 件の雇用のうち約 8%を障害者が占める。https://www.ilo.org/projects-and-partnerships/projects/jeun%E2%80%99ess-promotion-social-and-solidarity-economy-and-creation-decent-jobs（参照 2026-4-1）

[79] HI 等が実施機関となり、雇用庁への専門相談員配置や、民間企業へのバリアフリー助成、個別技能訓練を通じて、障害者約 1,000 名の就労を支援した。https://jamaity.org/project/pour-lacces-a-lemploi-des-personnes-handicapees-en-tunisie/#:~:text=Le%20projet%20%C2%AB%20Pour%20l'acc%C3%A8s%20%C3%A0%20l'emploi,renforcement%20de%20la%20coh%C3%A9sion%20sociale%20et%20territoriale%2C（参照 2026-4-1）

[80] 仏 NGO であるサンテ・シュッド（Santé Sud）を通じ、6 歳未満の乳幼児を対象とした早期診断とケアの体制強化、専門家の育成、家族への啓発を行い、障害の発生予防や重症化防止を推進している。https://www.afd.fr/fr/projets/prevenir-le-handicap-de-la-petite-enfance-au-maroc-et-en-tunisie#:~:text=Le%20projet%20port%C3%A9%20par%20l'ONG%20Sant%C3%A9%20Sud,m%C3%A9dico%2Dsociales%20publiques%20au%20Maroc%20et%20en%20Tunisie.（参照 2026-4-1）

[81] 世銀が主導する多国間信託基金への協調融資。社会問題省が 2022 年に創設した貧困層・低所得層及び障害者の経済的自立支援プログラム（起業支援と助成金支給）に充てられる。https://www.afd.fr/fr/commmuniques-de-presse/acces-leau-emploi-inclusion-le-groupe-afd-soutient-la-tunisie-au-service-de（参照 2026-4-1）

[82] 伊 NGO の AIFO 等が事業実施。カセリーヌ県等で介助者派遣やバリアフリー改修、企業連携による就労支援を行い、個人の意志で地域生活を送る環境を整備している。https://aifointernational.tn/2026/02/26/inclusion-et-autonomie-projet-puvi-lhistoire-dimen/#:~:text=L'inclusion%20des%20personnes%20en%20situation%20de%20handicap,le%20monde%20du%20travail%20et%20encourageant%20un（参照 2026-4-1）

[83] https://www.social.gov.tn/fr/la-coop%C3%A9ration-tuniso-italienne-dans-le-domaine-social-au-centre-de-la-rencontre-entre-le-

・ CRPD 実施支援プロジェクト[84]（a project to support the implementation of the International Convention on the Rights of Persons with Disabilities）（2016 年-）

ドイツ国際協力公社 (GIZ)

・ アフリカにおける障害者の権利促進[85] (Boosting the Rights of Individuals with Disabilities in Africa: BRIDGE Africa)（2024-2026 年）

・ 地方開発イニシアティブ[86]（Initiative pour le Développement Régional）（2016-2023 年）

【国際 NGO】

Humanity & Inclusion[87]

・ EU が資金提供する「チュニジアにおける障害者の雇用アクセス」の実施

・ 経済的包摂プロジェクトによる障害者の雇用機会の創出

・ ASD 児のケアと社会参加を促進する活動

・ ジェンダーに基づく暴力の被害者への技術的支援と法令の遵守確保

サンテ・シュッド（Santé Sud）

・ AFD が資金提供する「マグレブ諸国における乳幼児の障害予防プロジェクト」のチュニジアでの実施

ministre#:~:text=La%20ministre%20italienne%20du%20handicap%2C%20Alessandra%20Locatelli,lit%2Don%20dans%20un%20communiqu%C3%A9%20du%20minist%C3%A8re%20des（参照 2026-4-1）

[84] https://allafrica.com/stories/201502261020.html#:~:text=Tunisia%2C%20Italy%20Sign%20MOU%20to,%C2%A9%202015%20Tunis%20Afrique%20Presse.（参照 2026-4-1）

[85] チュニジアを含むアフリカ諸国に対し、障害者の権利に関するアフリカ議定書の批准・実施支援、OPD の能力強化、女性や若者のエンパワメント、及び包括的なアクセシビリティ改善を実施している。https://www.giz.de/en/projects/boosting-rights-individuals-disabilities-africa-bridge-africa#:~:text=Context,through%20networking%2C%20events%20and%20training.（参照 2026-4-1）

[86] 内陸部を対象とした地域開発支援。地方リハビリテーション・ユニットの改修や機材整備、障害児向けの医療・福祉サービスの質的向上を実施した。https://www.giz.de/en/projects/initiative-regional-development#:~:text=The%20initiative%20focuses%20on%20the,in%20two%20fields%20of%20action:（参照 2026-4-1）

[87] https://www.hi.org/en/country/tunisia#:~:text=Actions%20in%20process,laws%20that%20protect%20their%20rights.（参照 2026-4-1）

４． 障害関連団体の活動概況

４－１．障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
チュニジア障害者権利擁護機構 （Organisation Tunisienne de Défense des Droits des Personnes Handicapées : OTDDPH） https://otddph.org/	2011 年設立。障害者を「支援される対象」ではなく、自ら権利を主張し社会を変える「主役」と定義し、政府への政策提言や社会啓発を行っている。特に経済的自立を重視し、これまでに約 1,500 名の障害者への起業支援や雇用促進を行っている。理事会が障害者で構成されている。
チュニジア全国盲人連合 （Union Nationale des Aveugles de Tunisie: UNAT） https://www.facebook.com/p/Union-Nationale-des-Aveugles-de-Tunisie-UNAT-100075859689945/	1956 年設立。全土に 23 の地方支部を展開し、点字教育やマッサージ、電話応対等の職能訓練センターを運営している。政府の助成を受け、視覚障害者の自立と社会復帰を支える公的サービスの代行機関として活発に活動している。
チュニジアろう者の声協会 （Association Voix du Sourd de Tunisie: AVST） https://www.facebook.com/Ass.Voix.Sourd.Tunisie/	1983 年設立。当事者の権利擁護と社会参画を推進する団体で、手話の公用語化に向けたロビー活動や、医療機関への手話通訳導入、ジェンダー平等教育、アクセシビリティ向上への提言など、専門性の高い啓発活動を活発に展開している。
障害者の文化・レジャーのためのイブサール協会 （Association IBSAR pour la culture et les loisirs des personnes en situation de handicap） https://www.ibsar.com.tn/	2012 年設立。視覚障害者や弱視者のアクセシビリティ、社会包摂、基本的サービスへの公平なアクセスを重点分野とし、障害のある議員の活動支援や、手話・点字による情報提供、障害女性の生殖に関する健康の権利擁護、国際的な障害者アーティストの招へいなどの活動実績がある。
チュニジア・アクセシビリティ協会 （Association Tunisienne d'Accessibilité aux Personnes Handicapées: ATAPH） https://www.facebook.com/ATAPH.TN/	2012 年設立。障害当事者が主体となり、公共施設や交通、情報のバリアフリー化を推進する団体で、物理的環境の改善提言や啓発活動を通じて、障害者の自立した移動と社会参加の実現を目指している。

４－２．障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
チュニジア障害者支援団体連合会（Fédération des Associations Tunisiennes œuvrant dans le domaine du Handicap: FATH）https://jamaity.org/association/federation-des-associations-tunisiennes-oeuvrant-dans-le-domaine-du-handicap/	1986 年設立。障害児の教育やリハビリを担う約 300 の支援団体を束ねる国内最大規模の障害者支援プラットフォームで、傘下団体の約 310 カ所の専門教育センターの運営支援や約 3,800 名の専門職員の調整を通じて、政府からの助成金分配の窓口や国際機関との連携を担っている。
チュニジア知的障害者支援連合（Union Tunisienne d'Aide aux Insuffisants Mentaux: UTAIM）http://www.utaim.planet.tn/	1967 年設立。知的障害児・者の社会統合を目指す公益団体で、特別学校や職業訓練センターを全国 80 カ所以上で運営し、早期発見や家族支援も実施している。
チュニジア聴覚障害者支援協会（Association Tunisienne d'Assistance aux Sourds: ATAS）https://www.facebook.com/p/ATAS-Association-Tunisienne-dAide-Aux-Sourds-section-Manouba-100070813209532/	1970 年設立。社会問題省傘下の公的団体で、国内約 20 以上の支部を通じ、聴覚障害児・者の早期言語療法や教育支援、職業訓練を提供し、乳幼児から成人までの社会復帰と自立を支えている。JICA ボランティア受入実績もある。
チュニジア身体障害児・者支援協会（Association Générale des Insuffisants Moteurs: AGIM）https://www.facebook.com/groups/481296888569527/	1972 年設立。肢体不自由児・者の自立を支援する公益団体で、全国の約 20 拠点で、年間数千人に対し理学療法やリハビリ、裁縫・IT 等の職業訓練等を提供している。草の根無償資金協力や JICA ボランティアにより日本の支援を受けている。
チュニジア障害者父母・友人の会（Association des Parents et Amis des Handicapés de Tunisie: APAHT）https://www.facebook.com/profile.php?id=61582691711833&locale=fr_FR#	1985 年設立。国内 22 拠点で約 1,500 名の知的障害児らに、読み書き等の適応教育や、塗装・農業・調理等の職業訓練を行っているほか、演劇やアートを通じた情操教育にも注力している。草の根無償資金協力や JICA ボランティアにより日本の支援を受けている。
チュニジア民主女性協会（Association Tunisienne des Femmes Démocrates: ATFD）	1989 年設立。男女平等・人権・社会正義推進を目的に活動を実施しており、政策提言や教育や職業訓練の機会拡大を通じて、障害女性に対する差別や暴

https://atfd-tunisie.org/	力の撲滅に注力している。

５．障害者が直面する障壁・ニーズ[88]

５－１．保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

OTDDPH によると、医療サービスの地域間格差が顕著で、特に地方では診断医療サービスや専門性の高い医療スタッフが不足している。そのため、大都市や首都まで移動する必要がある地方在住の障害者にとって、医療費増加やアクセス困難の要因となっている。さらに、医療費減免には障害者カードの取得や社会保障制度への加入が条件とされているが、手続きの複雑さと情報不足から、多くの障害者が権利を享受できていない。[89]

５－２．教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

UNPRPD 報告書によれば、障害児は、主に社会問題省の特別教育施設に登録されており、教育省が責任を負う通常の教育システムから排除されている。分離教育により、障害者は一般社会に包摂される機会が制限され、特別教育課程を修了しても正式な資格を取得できない。[90]

OTDDPH によると、教育環境への障害児の適応を求める法律であるため、障害児教育に関する進展はほとんど見られない。特別教育センターに通う児童・生徒数は通常校に通う児童・生徒数を大きく上回っている。[91]

チュニジア人間の土地によると、障害者の教育機会は著しく制限されており、特別支援教育の施設やリソースが不足している。教育機関のインフラ整備や教員の専門的な訓練が不足しており、障害者が平等に教育を受けるためのインクルーシブ教育戦略が必要である。[92]

５－３．就労に関する障壁・ニーズ

ESCWA 報告書によると、雇用主の 91%が合理的配慮の提供を困難または高コストと考え、知的障害者の統合が最も難しいと認識している。障害者の 86%が職場へのアクセスに制限を感じ、69%が求人情報へのアクセスに困難を抱えている。また、87%が就労を希望しているものの、52%が 6 カ月以上仕事を探している状況にあり、91%が採用プロセスで差別的な扱いや否定的な態度に直面した。[93]

OTDDPH によると、障害者の失業率は 40%に達しており、一般の失業率 15.4%と比較して非常に高い状況である。職場での合理的配慮の欠如や、障害者雇用に関する法律の不徹底が原因で、障害者は雇用市場から排除されることが多く、非公式セクターでの低賃金労働に

[88] チュニジア人間の土地（Tunisie Terre des Hommes）（2020）、OTDDPH（2023）のパラレルレポート及び UNPRPD 報告書（2022）に基づいて記載。
[89] OTDDPH (2023) (INT/CRPD/CSS/TUN/51952/E)
[90] UNPRPD (2022)
[91] OTDDPH (2023)
[92] Tunisie Terre des Hommes (2020)
[93] United Nations Economic and Social Commission for Western Asia (ESCWA) (2024) *Integrating Persons With Disabilities into the Labour Market In Tunisia: Opportunities and Challenges. https://www.unescwa.org/sites/default/files/pubs/pdf/integrating-persons-disabilities-labour-market-tunisia-opportunities-challenges-english.pdf*（参照 2026-4-2）

頼らざるを得ない状況が続いている。[94]

UNPRPD 報告書によれば、障害者は一般の職業訓練機関での教育を受ける機会が限られている。このため、労働市場での競争力が低下し、雇用機会が制限されている。さらに、法的能力が認められていないことが、権利へのアクセスや平等の実現を妨げる主要な障壁となっている。[95]

５－４．移動に関する障壁・ニーズ

OTDDPH によると、障害者は公共交通機関を無料または割引料金で利用できるものの、アクセシビリティの確保が十分になされていないため、移動が困難である。また、公共施設やサービス提供機関の多くは、身体障害者や視覚・聴覚障害者に対する合理的配慮を欠いている。[96]

チュニジア人間の土地によると、公共交通機関や都市インフラの多くが障害者にとってアクセス可能ではなく、移動の自由を制限している。バスや地下鉄の 95%が障害者に対応しておらず、歩道や公共施設のバリアフリー化も不十分である。これにより、障害者は日常生活や社会参加において大きな困難を抱えている。[97]

５－５．情報保障に関する障壁・ニーズ

OTDDPH によると、情報へのアクセスに関する法律は存在するものの、ほとんどの公共機関や民間機関のウェブサイトがデジタルアクセシビリティ基準を満たしておらず、視覚・聴覚障害者が情報を得ることが困難な状況である。合理的配慮の欠如が差別の一因となっており、法的整備が求められている。[98]

UNPRPD 報告書によれば、手話は公式言語として認識されていないため、聴覚障害者は情報を得るのが困難であり、視覚障害者向けの点字や音声情報もほとんど提供されていない。また、知的障害者向けのわかりやすい言語での情報提供も欠如しており、情報格差が広がっている。[99]

５－６．ジェンダーに関する障壁・ニーズ

チュニジア人間の土地によると、障害女性は暴力や差別に直面するリスクが高く、特に暴力被害者への支援体制や法的保護の強化が求められている。女性に対する暴力の根絶に関する法（2017）は障害女性を対象にした具体的な支援策を欠いており、障害女性が二重の差別に直面する状況を改善するためのさらなる取組が必要である。[100]

UNPRPD 報告書によれば、障害のある女性及び女児は、社会的・文化的な規範により性と

[94] OTDDPH (2023)
[95] UNPRPD (2022)
[96] OTDDPH (2023)
[97] Tunisie Terre des Hommes (2020)
[98] OTDDPH (2023)
[99] UNPRPD (2022)
[100] Tunisie Terre des Hommes (2020)

生殖に関する権利が制限されることが多く、性暴力の被害を受けるリスクが高い。特に公共交通機関での暴力が頻発しており、親が障害のある娘を無断で不妊手術させるケースも報告されている。こうした問題に対し、保健省傘下で性と生殖に関する保健サービスの責任を担う国家家族・人口委員会（Office National de la Famille et de la Population）の支援能力は欠如しており、障害者がサービスや情報にアクセスできるようにするための規範や基準の設置も十分でない状況がある。[101]

[101] UNPRPD (2022)

６．参考資料

Gouvernement Tunisien, Union Tunisienne de l'industrie, du commerce et de l'artisanat (UTICA), Union Générale Tunisienne du Travail (UGTT), International Labour Organization (ILO) (2017) *Le contrat social: un exemple innovant de Programme par Pays pour le Travail Décent (PPTD) pour la Tunisie 2017-2022*.

Government of Tunisia (2019) *CRPD Combined second and third periodic reports submitted by Tunisia under article 35 of the Convention, due in 2018* (CRPD/C/TUN/ 2-3)

Gouvernement Tunisien (2021) *Tunisie : Rapport National Volontaire 2021 sur le suivi et la mise en œuvre des Objectifs de Developpement Durable 2030*.

United Nations (2021) *CRC Concluding observations on the combined fourth to sixth periodic reports of Tunisia* (CRC/C/TUN/CO/4-6)

United Nations (2023) *CEDAW Concluding observations on the seventh periodic report Tunisia* (CEDAW/C/TUN/CO/7)

United Nations (2023) *CRPD Concluding observations on the combined second and third periodic reports of Tunisia* (CRPD/C/TUN/CO/2-3)

United Nations Children's Fund (UNICEF) (2014) *Tunisie Rapport National Sur Les Enfants Non Scolarisés*.

United Nations Economic and Social Commission for Western Asia (ESCWA) (2024) *Integrating Persons with Disabilities into the Labour Market in Tunisia: Opportunities And Challenges*.

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) (2020) *Global Education Monitoring (GEM) Report: Inclusion-Tunisia*.

United Nations Partnership for the Rights of Persons with Disabilities (UNPRPD) (2022) *Situational Analysis of the rights of persons with disabilities in Tunisia. Country Report*.

JICA（2021）『国別障害関連情報：チュニジア共和国』

＜ウェブ情報＞

Institut National de la Statistique (INS) (2025) *Flash Handicap*.
https://www.ins.tn/publication/flash-handicap#:~:text=Flash%20Handicap%20%7C%20INS,Population（参照 2026-3-31）

内閣府 (2016-2025)『障害者白書』https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html（参照 2026-03-26）

JICA（2025）『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-

tt/disability_and_development.pdf（参照 2026-3-26）